

納骨堂の経営の許可基準の概要

| 許可基準 | 新設及び変更 | 根拠 |
|---------|---|---|
| 許可の基準 | <p>(1) 設置場所及び構造設備の基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる墓地等のいずれかに該当すること。 ア 地方公共団体が設置し、経営しようとする墓地等 イ 市内に事務所を有する宗教法人が設置し、経営しようとする墓地等 ウ 墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人が設置し、経営しようとする墓地等 エ 認可地縁団体が現に経営する墓地又は納骨堂を移転し、又は統合することを目的として設置し、経営しようとする墓地又は納骨堂</p> <p>(3) 宗教法人又は公益財団法人については、墓地等を経営するために必要な経理的基礎を有していると市長が認めるものであること。</p> <p>(4) 経営の許可又は敷地の拡張を伴う施設の増設に係る変更の許可の申請の前に、事前届出、標識の設置、説明会の開催等の手続きが済んでいること。 <u>※ただし、寺院、教会等の既存の境内地において経営しようとする又は経営する納骨堂を除く。</u></p> <p>(5) 許可申請者と墓地等の周辺の地域に居住する者等との間に経営の許可に係る墓地等についての公衆衛生その他公共の福祉に関する紛争が認められないこと。</p> | <p>条例 12 条・14 条 条例 12 条</p> <p>”</p> <p>条例 12 条・14 条 及び 17 条・18 条 ・19 条</p> <p>条例 12 条・14 条</p> |
| 設置場所の基準 | <p>住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設の敷地から 50 メートル以上離れている場所であること。 <u>※ただし、以下の場合はこの限りでない。</u></p> <p>(1) 寺院、教会等の既存の境内地に納骨堂を設置するとき。</p> <p>(2) 納骨堂の敷地から 50 メートル以内の範囲に存する全ての住宅等の所有者及び居住者から納骨堂の経営に対する同意が得られたとき。</p> | <p>条例第 7 条 ” (規則第 5 条)</p> |
| 構造設備の基準 | <p>(1) 外壁及び屋根を耐火構造にすること。</p> <p>(2) 床面をコンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。</p> <p>(3) 内部設備に不燃材料を用いること。</p> <p>(4) 出入口に施錠ができる構造であること。</p> <p>(5) 換気設備を設けること。</p> <p>(6) 納骨堂が独立した施設である場合にあっては、当該施設の外観を周囲の景観と調和の取れたものとする。</p> | <p>条例第 8 条 ” ” ” ” ”</p> |